

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	管理している事務所
一般国道	4号	福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7から同町大字石母田字鹿島19番1まで	福島河川国道事務所
一般国道	4号	北上市相去町寺後沢16番2から同市相去町平林14番19まで	岩手河川国道事務所
一般国道	4号	須賀川市寺町51番から同市山寺町17番まで	郡山国道事務所

○制限の対象とする占用制限

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。